

立 川 市 議 会

議 長 頭 山 太 郎 殿

立 川 市 長 酒 井 大 史

請 願 及 び 陳 情 の 処 理 の 経 過 及 び 結 果 に つ い て (報 告)

令 和 5 年 12 月 20 日 付 け 立 議 第 1917 号 に よ る 請 願 及 び 陳 情 に つ い て は 、 次
の よ う に 処 理 し た の で 、 報 告 し ま す 。

記

1 請 願 第 2 号 高 齢 者 の 移 動 手 段 に 関 す る 請 願

路 線 バ ス に つ い て は 、 基 本 的 に 事 業 者 が そ の 需 要 に 応 じ て 運 行 し て い
る も の と 理 解 し て お り 、 乗 降 デ ー タ を 分 析 し た う え で 路 線 や ダ イ ヤ の 設
定 を 行 っ て い る も の と 考 え ら れ ま す 。

立 川 通 り を 走 行 す る 路 線 バ ス の 減 便 に つ き ま し て 、 路 線 バ ス を 運 行 す
る 京 王 電 鉄 バ ス 株 式 会 社 に よ る と 、 「 コ ロ ナ 禍 に よ り 利 用 者 が 7 割 程 度
ま で 減 少 し 、 そ の 後 、 利 用 者 が 戻 る こ と を 前 提 に 大 き な 減 便 は し な か っ
た が 、 利 用 者 が コ ロ ナ 禍 前 ま で に 回 復 せ ず に 事 業 が 成 り 立 た な い こ と か
ら 大 幅 な 減 便 に な っ た 。 本 線 に つ い て は 、 並 走 す る 多 摩 モ ノ レ ー ル が 多
摩 セ ン タ ー に 延 伸 す る 前 か ら 非 常 に 大 き な 赤 字 が あり 、 1 便 当 たり 3.2
～ 3.5 人 の 利 用 者 数 で 10 人 に は 満 た な か っ た た め 、 減 便 は や む を 得 な
か っ た 。 」 と の こ と で す 。

市 で は 、 こ の よ う な 路 線 バ ス の 減 便 等 に よ る 公 共 交 通 が 変 化 し て い る
地 域 で は 、 高 齢 者 の 移 動 に 課 題 が 生 じ て い る 可 能 性 が あり も の と 考 え て

おり、令和6年度から地域ごとの移動の実態（生活像・移動像）等を調査したうえで、令和7年度以降に、地域交通法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号））に基づく「地域公共交通計画」を策定する予定です。

くるりんバスのルート再編などの必要な対応につきましては、地域公共交通計画の策定過程の中で検討していくものと考えており、必要に応じて地域の方との意見を交換する場を設けてまいります。

2 陳情第14号 立川市福祉事務所長事務委任規則と立川市組織規則との整合性を求める陳情

現在、立川市福祉事務所長委任規則（昭和57年立川市規則第27号）と立川市組織規則（昭和49年立川市規則第9号）との整合性を担保するため、立川市組織規則の改正を検討しているとともに、福祉事務所長に係る諸規則等の必要な改正についても検討しています。